

災害時における帰宅困難者支援に関する協定書

(目的)

第1条 愛媛県（以下「甲」という。）と株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は、地震等の発生時（以下「災害時」という。）に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する多数の通勤者、通学者、観光客等のうち、帰宅が困難な者（以下「帰宅困難者」という。）を支援する災害時帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置などについて、必要な事項を定めるため、この協定を締結するものとする。

(対象店舗)

第2条 甲は、乙が、直営店方式又はフランチャイズ方式による年中無休24時間営業のコンビニエンスストアセブン-イレブン店（以下「セブン-イレブン店」という。）を展開し、フランチャイズ方式においては、乙と別途独立した経営主体（以下「オーナー」という。）がセブン-イレブン店を経営していることを理解するものとする。

2 この協定は、愛媛県内における乙の直営店、及びオーナーが経営する店舗のうち支援ステーションの設置に賛同し、第4条各号の全部又は一部について支援可能な店舗（以下「対象店舗」という。）を対象とするものとする。

(支援ステーションの設置)

第3条 甲は、災害時に、乙に対し、支援ステーションの設置を依頼することができるものとする。

2 乙は、フランチャイズチェーン本部として、オーナーに対し、最大限の努力をもって支援ステーションの設置を推奨するものとする。

3 乙は、セブン-イレブン店ごとの支援ステーションの設置の可否について、甲に情報提供するものとする。

(支援の内容)

第4条 甲は、乙に対し、災害時に、対象店舗が次の各号に掲げる協力を支援ステーションとして実施することを要請することができるものとする。

(1) 対象店舗において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。

(2) 対象店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知った通行可能な道路に関する情報を提供すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができるものとする。

(支援の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、前条に規定する支援を実施するものとする。ただし、通信の途絶等の事由により、甲が乙に要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たずに、対象店舗に対し、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援

を実施することを求めることができるものとする。

(支援ステーション・ステッカーの掲出)

第6条 乙は、対象店舗に対し、住民に対する支援ステーションとしての取組みの周知と防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」(以下「本件ステッカー」という。)の掲出を求めるものとする。

2 甲は、対象店舗へ掲出中の本件ステッカーの劣化等を鑑みて、毎年2月1日までに、本件ステッカーの次年度の更新数を乙に確認し、必要数を提供するものとする。

(経費の負担)

第7条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 本件ステッカーを作成する費用は、甲が負担するものとする。

(情報の交換等)

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、この期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲乙いずれかがこの協定を解除しようとするときは、解除しようとする日の1箇月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年 3月 9日

甲 愛媛県松山市一番町4丁目4-2

愛媛県知事 中 村 時 広

乙 東京都千代田区二番町8番地8

株式会社セブン-イレブン・ジャパン
代表取締役社長 井 阪 隆 一